

三次市教育委員会議案第 5 3 号

三次市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令（案）

（三次市教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第 1 条 三次市教育委員会事務決裁規程（平成 1 6 年三次市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「，図書館長」を削る。

第 7 条中

「

図書館長

- (1) 定例又は軽易な業務計画及び実施に関する事。
- (2) 図書等の廃棄処分に関する事。
- (3) 協力団体との連絡調整に関する事。

」を削る。

第 1 0 条の表中

「

課長	主務課係長等	
図書館長	主務係長	

」を

「

課長	主務課係長等	
----	--------	--

」に改める。

(三次市立図書館長(非常勤)執務規程の一部改正)

第2条 三次市立図書館長(非常勤)執務規程(平成21年三次市教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「,週30時間以内かつ1日につき8時間」を「,1週間につき一般職の職員の1週間の勤務時間の4分の3を超えず,かつ1日につき7時間45分を超えない範囲内」に改める。

附則を附則第1項とし,同項に見出しとして「(施行期日)」を付し,附則に次の1項を加える。

(この訓令の失効)

2 この訓令は,平成22年5月31日限り,その効力を失う。

(三次市立図書館の館長に対する事務委任規程の一部改正)

第3条 三次市立図書館の館長に対する事務委任規程(平成21年三次市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし,同項に見出しとして「(施行期日)」を付し,附則に次の1項を加える。

(この訓令の失効)

2 この訓令は,平成22年5月31日限り,その効力を失う。

附 則

この訓令は,平成22年4月1日から施行する。ただし,第1条の改正規定は,同年6月1日から施行する。